

個人情報に記載した書類の誤送付について

このたび、当センターにおいて、個人情報が記載された紹介患者様受診報告書（以下「書類」という。）を誤送付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者氏名、患者 I D、性別、生年月日、受診診療科、受診日等

2 事案の経過

○令和5年10月31日（火）

・地域医療連携室に、医療機関 X から患者 B の紹介状が届いた。

○令和5年11月1日（水）

・これを受けて、事務職員 A は、医療機関 X の F A X 番号を地域連携システムに登録したが、誤って自治体 Y の番号を登録してしまった。

○令和6年1月16日（火）

・患者 B が当センターで受診した。

○令和6年1月17日（水）

・前日の患者 B の受診を受けて、地域連携システムにおいて書類を医療機関 X に F A X で送付するも、誤って登録していた自治体 Y に送付してしまった。

・自治体 Y より架電にて、患者 B の書類が誤って送付されてきたという報告を受けた。事務職員 A の上長は自治体 Y に謝罪するとともに、患者 B の書類を破棄いただくよう依頼し、書類は破棄された。

・事務職員 A の上長が患者 B に架電し、本事案の経緯を説明するとともに謝罪した。

3 誤送付の原因

・事務職員 A が、医療機関 X の F A X 番号を地域連携システムに登録する際に複数人によるダブルチェックを怠り、誤って自治体 Y の番号を登録してしまったため。

4 再発防止策

・事案発生部署の部門長および事務職員に対し、地域連携システムに F A X 番号を登録する際は、番号に誤りがないか、複数人によるダブルチェックを行うことを周知した。